

森林法規制区域 | 令和二年九月

森林法施行令（昭和三十六年政令第114号）第四条の11第11項の規定により、令和元年度における森林の伐採による森林法（昭和三十六年法律第114号）第111条第1項の許可を下す。また伐面積の限度を次のとおり公表する。

令和元年九月一日

奈良県知事 荒井正和

（令和元年11月1日～令和2年3月31日）

単位：ヘクタール

同一の単位とされる保安林	皆伐面積の限度
大和川上流水源かん養保安林	5. 84
大和川下流水源かん養保安林	21. 82
白砂川水源かん養保安林	68. 32
木津川水源かん養保安林	157. 51
吉野川上流水源かん養保安林	250. 37
吉野川中流水源かん養保安林	59. 28
上十津川水源かん養保安林	650. 65
下十津川水源かん養保安林	967. 87
北山川水源かん養保安林	925. 13
大和川上流水土砂流出防備保安林	3. 85
大和川下流水土砂流出防備保安林	6. 28
白砂川土砂流出防備保安林	1. 68
木津川土砂流出防備保安林	34. 93
吉野川上流水土砂流出防備保安林	13. 78
吉野川中流水土砂流出防備保安林	26. 34
上十津川土砂流出防備保安林	47. 37
下十津川土砂流出防備保安林	102. 33
北山川土砂流出防備保安林	35. 39
大和川保健保安林	3. 02

北山川保健保安林	4.	12
上十津川保健保安林	0.	48
宇賀志地区干害防備保安林	0.	40
高原地区干害防備保安林	13.	86